

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則
- ◇告示 鳥取県林業施設補助規則の一部改正  
土地改良区の解散認可  
土地改良区の設立認可  
基本測量の実施  
保安林の解除予定
- ◇公告 道路敷の公用廃止  
昭和二十九年度児童福祉施設保母試験の実施

## 規則

鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則

（この規則の目的）

第一条 鳥取県職員公務災害補償に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十四号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（補償を実施する者）

第二条 職員の公務上の災害（負傷、疾病、廢疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）にかかる次の各号に掲げるものの実施については、任命権者がこれを行う。

- 一 公務上の災害であるかどうかの認定
- 二 療養の実施
- 三 補償金額の決定及び支払
- 四 補装具の支給
- 五 その他補償の実施に關すること

(災害の報告)

第三条 所属長は、その属する職員について、公務に基くと認められる死傷病が発生した場合は、公務災害報告書(別記第一号様式)をすみやかに任命権者に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第四条 任命権者は、前条の報告書を受理したときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に書面又は口頭で、通知しなければならない。

(医療機関の指定)

第五条 任命権者は、あらかじめ指定する病院又は診療所(以下「指定医療機関」という。)において、労働基準法第七十五条第一項及び船員法第八十九条第一項の規定により療養を行うものとする。

(補償請求の方法)

第六条 補償を受けようとする者は、次の各号に定める

- 補償請求書を職員の所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。但し、指定医療機関において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。
- 一 労働基準法の適用を受けるとき
    - (1) 療養補償請求書(別記第二号様式)
    - (2) 休業補償請求書(別記第三号様式)
    - (3) 障害補償請求書(別記第四号様式)
    - (4) 打切補償請求書(別記第四号様式)
    - (5) 遺族補償請求書(別記第五号様式)
    - (6) 葬祭料請求書(別記第五号様式)
  - 二 船員法の適用を受けるとき
    - (1) 療養補償請求書(別記第二号様式)
    - (2) 傷病手当請求書(別記第六号様式)
    - (3) 予後手当請求書(別記第六号様式)
    - (4) 障害手当請求書(別記第四号様式)
    - (5) 遺族手当請求書(別記第五号様式)
    - (6) 葬祭料請求書(別記第五号様式)

2 所属長において職員又はその遺族が提出した休業補償及び障害補償の第一回目の請求書並びに遺族補償及び葬祭料(労働基準法の適用を受けるときにかかるとの。)の請求書を任命権者に送付するときは、これに平均賃金計算書(別記第七号様式)を、傷病手当の第一回目の請求書並びに予後手当、障害手当、遺族手当及び葬祭料(船員法の適用を受けるときにかかるとの。)の請求書を任命権者に送付するときは、標準報酬計算書(別記様式第八号)を添付するものとする。

第七条 遺族補償請求書又は遺族手当請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡を証明する書類又はその写
- 二 遺族補償又は遺族手当(以下本条中「遺族補償」という。)を受けるべき者の氏名、本籍及び職員との続柄又は関係に関する市町村長の証明書(戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもつてこれにかえることができる。)

三 遺族補償を受けべき者が婚姻の届出はしないが、事実上婚姻と同様の関係にあるべき者であるときは、その事実を認めることができる書類

四 遺族補償を受けべき者が配偶者以外の者であるときは、労働基準法施行規則第四十二条第二項及び第四十三条又は船員法施行規則第六十三條の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

五 遺族補償を受けべき者が労働基準法施行規則第四十二条第二項及び第四十三条第一項又は船員法施行規則第六十三條第一項の規定に該当するものであるときは、職員の死亡当時その収入によつて生計を維持していた事実又は職員の死亡当時これと生計を一にしていた事実を認めることができる書類

六 遺族補償を受けべき者が労働基準法施行規則第四十三條第三項又は船員法施行規則第六十三條第二項に規定する特に指定された者であるときは、これを証することができる書類

第八条 打切補償の請求書には、療養の経過、症状並び

に転帰までの見込期間等に関する医師の意見書を添付するものとする。

(補償の支給方法)

第九条 任命権者は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償金額の決定を行い、その支給に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第十条 任命権者は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月一回以上支給するようにしなければならない。

第十一条 労働基準法第八十二条に規定する補償の分割支給をする場合には、任命権者は、補償を受けるべき者に対し、分割支給に関する証書(別記第九号様式)を交付しなければならない。

2 補償の分割支給を受けようとする者は、毎回その支給を受けるときにおいて、前項に規定する証書を任命権者に提出し、所要事項の記入を受けなければならない。

3 補償の分割支給は、毎年はじめてその支給を行つた月に応ずる月に行う。

(補装具の支給)

第十二条 条例第四条の規定により、任命権者が、補装具を支給する場合には、人事院規則一六〇(職員の災害補償)第十八条の規定を準用する。

(補装具の支給等の申請)

第十三条 補装具の支給、修理若しくは再支給を受けようとする者、又は旅行費の支給を受けようとする者は、申請書を任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の申請書を受理したときは、特別の事情のない限り、その日から一月以内に申請者に対し承認するかどうかを通知しなければならない。

(条例第五条の規定による補償又は補装具の請求又は申請)

第十四条 船員保険法又は労働者災害補償保険法の適用を受ける者並びに未帰還者又はこれらの遺族が条例第五条の規定による補償又は補装具の支給を受けようと

するときは、第六条ないし第八条の規定による請求書又は第十三条の規定による申請書に、船員保険法又は労働者災害補償保険法並びに未帰還者留守家族等援護法の規定により受けた補償の金額及びこれを受ける事由の生じた年月日を記載した実施機関の証明書又はそれらの規定により条例に規定する補装具に相当するものが支給されない旨の実施機関の証明書を添付して、職員の所属長を経由し、任命権者に提出しなければならない。

(災害補償原簿及び補装具支給原簿)

第十五条 任命権者は、人事院規則一六〇(災害補償実施細則)別紙第六及び別紙第七中人事院様式第四一七並びに同四一八〇に準じ、災害補償原簿及び補装具支給原簿を備え、所要事項を記入しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





第4号様式 障害補償請求書 (障害手当)

(任命権者) 昭 和 年 月 日 請求年月日 昭 和 年 月 日

障害補償(障害手当)を請求します。 請求者の住所 昭 和 年 月 日 氏名及び生年月日 年 月 日生

下記の打切(職員勤務箇所) 職 名 昭 和 年 月 日 平均専念(別紙計算) × 性別 男 女

所長長の証明 (職員の所属箇所及び乗組船名) 負傷又は発病年月日 昭 和 年 月 日 平均専念(標準報酬月額) 円 (別紙計算) × 性別 男 女

× 業務上の疾病の号 発病年月日 昭 和 年 月 日 平均専念(標準報酬月額) 円 (書の特記) × 性別 男 女

× 租 分 番 号 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

上記に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。 所属長職氏名 ⑩

医師の意見 傷病名、傷病の部位及びその程度 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

障害状況(打切補償の場合は現在の) 病院又は診療所の 所在地 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

の経緯(図で示すこと) 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

上記の者は、上記の通り身体障害があるものと認めます。 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

△ 障 害 補 償 請 求 金 額 円 × 打切補償請求金額 円 一時払希望  分割払希望

△ (障害手当) 円 × 打切補償請求金額 円 一時払希望  分割払希望

※ 受理年月日 昭 和 年 月 日 決定年月日 昭 和 年 月 日 支払年月日 昭 和 年 月 日

※ No.

備考 1. 請求者は、※印の欄に記載しないこと。 2. 該当する「欄」には、√印で示すこと。 なお障害が外部から明らか認められなかった場合は、請求する場合は、記載欄が不足するときは、適宜別紙に添付すること。

3. 「障害状況」の経緯について、記載欄が不足する場合は、適宜別紙に添付すること。

4. 打切補償を請求する場合は、△印の事項については記載しないこと、又障害補償を請求する場合には○印の事項については記載しないこと。

5. 障害手当を請求する場合には ( ) 書の欄は ( ) 書の事項については記載し、×印の事項については記載しないこと。

第5号様式 遺族補償請求書 (遺族手当)

(任命権者) 昭 和 年 月 日 請求年月日 昭 和 年 月 日

遺族補償(遺族手当)を請求します。 請求者の住所 昭 和 年 月 日

下記の葬祭料 (遺族手当) を請求します。 請 求 金 額 昭 和 年 月 日 死亡者氏名及び生年月日 年 月 日生

職 員 の 勤 務 箇 所 職 名 平均専念(別紙計算) × 性別 男 女

※ 業務上の疾病の細分番号 <標準報酬月額> 円 (のとおりに) × 性別 男 女

負傷又は発病年月日 昭 和 年 月 日 死亡年月日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

上記に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。 所属長職氏名 ⑩

遺族補償を受けるべき遺族補償(遺族手当)の金額 昭 和 年 月 日 死亡者との続柄又は関係 各人の受けるべき遺族補償(遺族手当)の金額

遺族補償を受けるべき遺族補償(遺族手当)の金額 昭 和 年 月 日 死亡者との続柄又は関係 各人の受けるべき遺族補償(遺族手当)の金額

遺族補償請求金額 円 × 分割払希望  一時払希望

葬祭料請求金額 円 × 葬祭料を受けるべき者の氏名及び死亡者との続柄又は関係

記事 鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則(昭和29年8月鳥取県規則第44号) 第7条 遺族補償請求書又は遺族手当請求書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調査書その他職員の死亡を証明する書類又はその写
- 二 遺族補償又は遺族手当（以下本条中「遺族補償」という。）を受けるべき者の氏名、本籍及び職員との続柄又は関係に関する市町村長の証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもつてこれにかえることができる。）
- 三 遺族補償を受けようとする者の煙草の届出はしないが、事実上婚姻と同様の関係であるときは、その事実を認めることができる書類
- 四 遺族補償を受けようとする者が、配偶者以外のものであるときは、労務基準法施行規則第42条第2項及び第43条又は船員法施行規則第63条の規定による先順位者でないことを証明することのできる書類
- 五 遺族補償を受けようとする者が、労務基準法施行規則第42条第2項及び第43条第1項又は船員法施行規則第63条第1項の規定に該当するものであるときは、職員の死亡当時その収入によつて生計を維持していた事実又は職員の死亡当時これと生計を一にしていた事実を認めることができる書類
- 六 遺族補償を受けようとする者が、労務基準法施行規則第42条第3項又は船員法施行規則第63条第2項に規定する特に指定された者であるときは、これを証することができる書類

※受理年月日 \_\_\_\_\_ ※決定年月日 \_\_\_\_\_ ※支払年月日 \_\_\_\_\_ ※No. \_\_\_\_\_

備考 1 請求者は※印の欄に記載しないこと。  
 2 該当する□欄には、√印で示すこと。  
 3 遺族補償又は遺族手当の請求者と葬祭料の請求者とが異なる場合には、各別に請求書を作成すること。  
 4 遺族補償又は遺族手当の請求書には施行規則第6条の規定により必要な書類を添付すること。  
 5 葬祭料を請求する場合には△印の事項については記載しないこと。又遺族補償を請求する場合には○印の事項については記載しないこと。  
 6 遺族手当を請求する場合には、（ ）書の欄は（ ）書の事項について記載し、×印の事項については記載しないこと。

第6号様式 傷手手当請求書 第 回(同一傷手について)

(任命権者) \_\_\_\_\_ 請求年月日 昭和 年 月 日

傷手手当請求書 傷手手当 \_\_\_\_\_ 請求者の住所 \_\_\_\_\_

下記の傷手手当を請求します。 及び氏名 \_\_\_\_\_

職員の所属箇所	職名	職 年 月 日	氏名及び生年月日	年 月 日	日
職員の乗組船名	負傷又は病年 月 日	昭和 年 月 日	標準報酬月額	円	別紙計算(書)の通り

上記に記載した事項は 事実と相違ないことを証明します。 所属長職氏名 \_\_\_\_\_

昭 和 年 月 日 昭 和 年 月 日

傷病名、傷病の部位及びその程度 昭 和 年 月 日 治 癒、死亡、転送、現在継続中

傷病の療養期間 昭 和 年 月 日 から

医師の意見 上記に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。 所在地 昭 和 年 月 日 病院又は診療所の 氏名 職及び氏名 \_\_\_\_\_

傷病手当額 \_\_\_\_\_ 予後手当額 (標準報酬月額) 円 × 60 / 100 = \_\_\_\_\_ (予後手当)

※ 受理年月日 \_\_\_\_\_ ※ 決定年月日 \_\_\_\_\_ ※ 支払年月日 \_\_\_\_\_ ※ No. \_\_\_\_\_

備考 1 請求者は※印の欄は記載しないこと。



第8号様式 標準報酬計算書

下記のとおりに取り調べたので報告する。 (任命権者) 殿 所属長職氏名 ④		
職名	氏名	任採用年月日
負傷、疾病又は死亡年月日 昭和 年 月 日	給与形態による職員区分 給与形態による職員区分	
日の報酬月額 算定事由発生の日	(給料) 円 + (その他の報酬) 円 = 円 (月額) × 30 = 円	標準報酬 等級 第 級 月 額 円 日 額 円
歩合給	計	円

備考 1. 「任採用年月日」欄には、異職員として任採用した日を記載すること。  
 2. 「給与形態による職員区分」欄には、「船員級別俸給表適用者」「日給受給者」等と記載すること。  
 3. 「標準報酬」は船員法施行規則(昭和22年運輸省令第38号)第39条の規定により求めること。

第9号様式

補償分割支給証書 受給者の氏名 ..... .....年 月 日生 受給者の住所 ..... 遺族補償金額 .....円 分割支給金額 .....円 分割支給開始年月日 .....昭和 年 月 日 支給月 .....毎年 .....月 労働基準法第82条の規定により上記のとおり分割支給を行う。 .....昭和 年 月 日 (任命権者の職氏名) ..... 印	<table border="1"> <tr> <th>回数</th> <th>支給年月日</th> <th>支給金額</th> <th>当者</th> <th>務印</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証書は、分割支給を受けるとき必要ですから大切に保存して下さい。</li> <li>分割支給は、毎年、はじめてその支給を受けた月に応ずる月に支給されることになっておりますから、支給月が来たときは、すみやかに、この証書を任命権者に持参して、分割支給の請求をして下さい。</li> <li>この証書は、分割支給が終了したとき、実施機関にお返し下さい。</li> </ol>	回数	支給年月日	支給金額	当者	務印	1	昭和 年 月 日	円			2	〃				3	〃				4	〃				5	〃				6	〃			
回数	支給年月日	支給金額	当者	務印																																
1	昭和 年 月 日	円																																		
2	〃																																			
3	〃																																			
4	〃																																			
5	〃																																			
6	〃																																			

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十五号

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則

鳥取県林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 補助金の交付を受けようとする者は、第二条別表(1)、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)、(10)、の施設については、様式第一号の申請書に左に掲げる書類を添え、第二条別表(4)、(5)、(6)、の施設については、様式第二号(3)の(一)の造林計画書を前年度末日までにそれぞれ知事に提出しなければならない。

一 施設計画書

二 收支予算書又はこれに準ずるもの

三 その他知事において必要と認める書類

第四条を次のように改める。

第四条 第二条別表(1)、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)、(10)、の施設については補助金の指令を受けた後申請書に記載した事項につき重要な変更をしようとする者は事由を附し、様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を、

第二条別表(4)、(5)、(6)、の施設については認定通知を受けた後施設の中止又は計画の重要な変更をしようとする者は事由を附し、様式第二号(3)の(一)に準じて作製した変更届をそれぞれ知事に提出しなければならない。  
第六条及び第七条中「竣工又は終了届」を「竣工届、終了届又は申請書」に改める。

様式第一号の注意一造林事業を次のように改める。

一 造林事業

1 造林計画書を提出する場合

(1) 施業地位位置図を添付すること

(2) 使用権附与地若しくは私有地に市町村又は市町村及び他団体が分収契約を締結して造林するときは、その写を添付すること

(イ) 自己の所有でない土地に造林するときは、その権利を証する書類又は土地所有者の承諾書写を添付すること。

(ロ) 造林計画書は、森林組合又は市町村を経由して提出すること

(ハ) 県森林組合連合会長は、私有造林について、一括造林計画書を届出することができる。

(ニ) 学校造林の場合は学校林設置の市町村条例写を添付すること。

(ホ) 他市町村の土地に学校が造林するとき若しくは二市町村以上を区域とする学校が造林するときは、管理者は土地所有者との分収契約書写又は地上権を設定して造林するときは、その関係書類写を添付すること

(ヘ) 二市町村以上を区域とする学校造林の管理に ついては、関係者において代表管理者を決定すること。

(コ) 公有造林については、予算書写及び市町村議

会の議決書写を添付すること。

(カ) 造林計画書は、市町村別に取りまとめ様式第二号(3)の(ロ)の総括表を附すること

2 造林補助金交付申請書を提出する場合

(1) 施業図（様式第四号(3)の(ロ)）を添付すること

(2) 私有造林については、県森林組合連合会長は、補助についての手続を委任する造林者の委任状を添付して一括申請することができる。

(3) 公有造林の場合請負に附したときは、契約書写、領収書写その他支払証ひょう書類写を、直管の場合は就労表、賃金簿写その他支払証ひょう書類写をそれぞれ添付すること。

(4) 造林補助金交付申請書は市町村別に取りまとめ、様式第四号(3)の(ロ)の総括表を添付すること









岩美 福部 湯山 御前河 一五三林班 三、五九八 三、五九八 七六六 飛砂防備の必要が消滅したと認める 同  
 西伯 大山 大山 大山 一〇三林班、一四八三三三 兜丸、〇〇五五 三、五〇六 風害防備のため指定したものを県道 同  
 同 同 同 仁王堂 九六林班の内 五、二五七 一五、九四四、一五五 同 用地とする必要を認める 同  
 外三 班の内

鳥取県告示第四百四十六号

次の道路敷はその公用を廃止する。

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 八頭郡佐治村大字加瀬木字どうどう一、一五四番地  
 先 道路敷 一坪八合  
 (関係図面は土木部管理課に保管)

公 告

昭和二十九年八月三十一日

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 受験資格

- 1 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。
- 2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者。
- 3 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者。

註

- (イ) 1 1にいう学校教育法による高等学校には旧中等学校令による中等学校を含む。
- (ロ) 2にいう児童福祉施設とは、児童福祉法第三十五条第二項の認可を受けた施設であること。(以下同(ロ。))
- (ハ) 3にいう厚生大臣の資格認定とは厚生大臣より受験資格を有するとの認定書の交付を受けた者に限る。

二 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
  - 2 児童福祉事業概論
  - 3 児童心理学及び精神衛生
  - 4 保健衛生学及び生理学
  - 5 看護学及び実習
  - 6 栄養学及び実習
  - 7 保育理論
  - 8 保育実習
- 三 日 程
- 1 受験願書受付

- 1 自昭和二十九年八月二十八日 至同 年九月十一日
- 2 試験期日 昭和二十九年九月二十七、二十八日(二日間)
- 3 試験場 鳥取市、倉吉市、米子市

四 出願手続

受験希望者は次の書類等を鳥取県民生部児童課に提出すること。

- 1 受験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二、本人が自署なつ、印のもの)
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証する書面
- 5 写真(出願前六箇月以内の名刺版、上半身脱帽で単身で撮影したもの、裏面に写した年月日及び氏名を自署のこと)
- 6 受験手数料(三〇〇円)

「注意」

(イ) 受験手数料は鳥取県収入証紙(最寄の山陰合同銀行本支店又は農業協同組合等)を記入、受験願書にはり付け消印はしないこと。

(ロ) 4にいう受験資格を証する書類とは、学校卒業証明書或は勤務証明等をいうのであるが、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合その認定を便ならしめる為当該学校の校格を証する書面を添付すること。

校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業者( )は旧中等学校令による中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日

学校名

校長 氏 名 印

(イ) 願書を郵送する場合は封筒に「保母試験願書在中」と朱書き、受験手数料(証紙)を同封の上書留とす

五 その他

1 厚生大臣の指定する学校又は施設において指定科目を専修した者、又はこの試験科目のうち昭和二十七年及び二十八年保母試験において一部合格したもので、当該科目の受験免除を希望するものは、四の出願書類に受験科目免除願(様式三)を併せて提出すること。

2 現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者は、様式四による免除願を併せて提出すること。

(施設長の勤務証明書を付すこと。)

3 試験科目のうち1号から7号までの科目に合格した者が、児童福祉施設において三箇月以上実地習練した場合8号の「保育実習」に合格したものとみなされる。

様式一

受 験 願 書

私はこの度鳥取県において施行される保母試験を受けたので、所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

希望受験場

県収入証紙を添付すること

本籍地 現住所

鳥取県知事 氏 名 殿

ふり 氏 名 印

様式二

履 歴 書

本籍地

現住所

世帯主 氏 名 との続柄

ふり 氏 名 日 生

学 歴 (小学校卒業時より記載) 職 歴

右のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙の通り一部(試験科目に合格しております)試験科目を厚生大臣の指定する学校(施設)で専修しておりますので、左記の科目について受験を免除して下さるようお願いいたします。

年 月 日

本籍地

現住所

鳥取県知事 氏 名 殿

ふり 氏 名 印

